

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認青森地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 62 件

厚生年金関係 62 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 4 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和46年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月21日から同年3月1日まで

私は、昭和45年11月18日にA社に入社し、平成21年3月31日に退職するまでB社グループに継続して勤務していた。給料の締日は20日で25日支給であったので、A社は締日の翌日の昭和46年2月21日付けで厚生年金保険の資格を喪失させたと思う。C社の辞令は同年3月1日付けだったと思う。

申立期間は継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

「申立人は、昭和45年11月18日の入社日から平成21年3月31日の間、一度も退職することなく、B社グループに在籍した人事記録があるので何らかのミスにより、被保険者期間の空白が生じたのではないかと推察されます。」とのB社の回答及び雇用保険の加入記録から、申立人が、B社グループで継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人は、「昭和46年2月末日までは、A社に勤務していた。C社には同年3月1日に着任した記憶がある。」と供述しているところ、B社からC社に同日で転勤した元同僚は、「新会社の立上げの時は、その

日付けで着任するのが普通だと思う。申立人も私と同じく立上げの日に着任した記憶がある。」と証言している。

さらに、社会保険事務所（当時）の記録では、C社は、昭和46年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できることから、同社において同日に厚生年金保険被保険者資格を取得している者は31人おり、申立人を除く全員の被保険者資格がB社グループ内で継続していることが確認できることから、申立人についても、C社が厚生年金保険の適用事業所となるまでの期間は、A社において被保険者資格を継続すべきものであったと考えるのが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和46年1月の社会保険事務所の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料の納付については不明と回答しているが、厚生年金保険の記録におけるA社の資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日となっており、離職日は同日であることから、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主が昭和46年2月21日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和33年10月21日に、同社D支店における資格取得日に係る記録を39年3月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を33年10月は1万2,000円、39年3月は3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年10月21日から同年11月1日まで  
② 昭和39年3月31日から同年4月1日まで

年金事務所に厚生年金保険被保険者期間について照会したところ、申立期間について被保険者として記録されていない旨回答を受けた。

私は、昭和30年3月15日にA社に正社員として入社し、平成元年に退社するまで継続して勤務していた。

申立期間①については、昭和33年10月21日付けでA社E支店からC支店へ異動となり、同支店で勤務していた。

申立期間②については、昭和39年3月31日付けでC支店からD支店へ異動となり、同支店で勤務していた。

それにもかかわらず、私の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事カード、人事文書及び雇用保険の加入記録により、申立人は、A社に継続して勤務し（申立期間①については、昭和33年10月21日に同社E支店から同社C支店へ異動、申立期間②につい

ては、39年3月31日に同社C支店から同社D支店へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和33年11月及び同社D支店における39年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、申立期間①は1万2,000円、申立期間②は3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間：平成16年3月31日

平成16年3月31日に支払われた賞与について、A社が社会保険事務所（当時）に当該賞与に係る届出をしていなかったことが判明したとの連絡を受けた。同社は、事後訂正を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付に反映されないため、厚生年金保険が給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

当該事業所から提出された申立人に係る支給控除項目一覧表により、申立人は、申立期間において、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、申立期間当時に申立てに係る賞与支払届を提出していないこと、

また、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 青森厚生年金 事案634~693 別添一覧表

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	賞与額に見合う標準賞与額
634	男		昭和22年生		2万円
635	男		昭和30年生		2万円
636	男		昭和45年生		2万円
637	男		昭和35年生		2万円
638	男		昭和20年生		2万円
639	男		昭和21年生		2万円
640	男		昭和29年生		2万円
641	男		昭和39年生		2万円
642	男		昭和42年生		2万円
643	男		昭和30年生		2万円
644	男		昭和44年生		2万円
645	男		昭和32年生		2万円
646	男		昭和53年生		2万円
647	男		昭和33年生		2万円
648	男		昭和36年生		2万円
649	男		昭和48年生		2万円
650	男		昭和44年生		2万円
651	男		昭和32年生		2万円
652	男		昭和27年生		2万円
653	男		昭和22年生		2万円
654	男		昭和29年生		2万円
655	男		昭和36年生		2万円
656	男		昭和42年生		2万円
657	男		昭和39年生		2万円
658	男		昭和37年生		2万円
659	男		昭和47年生		2万円
660	男		昭和42年生		2万円
661	男		昭和35年生		2万円
662	男		昭和39年生		2万円
663	男		昭和33年生		3万円
664	男		昭和25年生		2万円

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	賞与額に見合う標準賞与額
665	男		昭和21年生		13万円
666	男		昭和22年生		5万円
667	男		昭和31年生		2万円
668	男		昭和43年生		2万円
669	男		昭和44年生		3万円
670	男		昭和50年生		2万円
671	女		昭和42年生		2万円
672	男		昭和19年生		12万円
673	女		昭和46年生		2万円
674	男		昭和19年生		2万円
675	男		昭和22年生		3万円
676	男		昭和39年生		2万円
677	男		昭和48年生		2万円
678	男		昭和48年生		2万円
679	男		昭和56年生		2万円
680	男		昭和55年生		2万円
681	男		昭和25年生		2万円
682	男		昭和37年生		2万円
683	男		昭和28年生		3万円
684	女		昭和28年生		2万円
685	男		昭和47年生		2万円
686	男		昭和30年生		2万円
687	男		昭和20年生		2万円
688	男		昭和21年生		2万円
689	男		昭和23年生		2万円
690	男		昭和31年生		2万円
691	男		昭和29年生		2万円
692	男		昭和33年生		2万円
693	男		昭和29年生		2万円

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から44年3月まで

私が20歳になった昭和40年頃は、若いのでまだ国民年金に入らなくてもよいと思っていたが、44年から45年頃、当時勤務していたA社の社長と国民年金保険料の集金をしていた人に勧められて国民年金に加入した。国民年金保険料は、社長から1万200円のお金を借りて、20歳になった40年\*月まで遡って一括で納めた。その際、集金人が手帳にスタンプ印を押したことを覚えている。その納付の証拠となる手帳は、社会保険事務所（当時）の指示で返納させられた。それなのに、申立期間における国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和44年から45年頃、当時勤務していたA社の社長と国民年金保険料を集金していた人に勧められて国民年金に加入し、保険料を納付した。」と主張しているところ、B市は、「37年7月から61年9月末頃まで地区担当員（集金人）による保険料の集金が行われていた。」と回答しており、申立人の主張と符合する。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和45年1月27日に払い出されていることが確認でき、当該払出時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できなかったものと推認される上、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は確認できない。

また、申立人は、「昭和45年2月頃に、20歳になった40年\*月まで遡って国民年金保険料を納付した。」と主張しているものの、B市からは、「地区担当員（集金人）は、原則的に国庫金である過年度保険料及び特例納付による保険料の取扱いは行っていなかった。」旨の回答を得ており、地区担当員（集金人）が過年度保険料及び特例納付による保険料を徴収することはできなかったものとするのが自然である。

さらに、申立人に国民年金の加入を勧め、国民年金保険料を立替払したとする当時の勤務先の事業主は既に死亡している上、地区担当員（集金人）を特定することができなかったため、証言を得ることはできなかった。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年9月から48年3月まで

私の国民年金加入手続については、私自身は記憶が無いので義父が行ったと思うが、A町では20歳になると役場から地区の婦人会に国民年金の保険料納付について連絡があった。当時、私の地区のB婦人会では毎月集金をしており、義母が家族3人（私、夫及び義母）の国民年金保険料を納めていたので、申立期間の保険料が未納になることは考えられない。

当時のB婦人会の役員は、どなたも同じことを言っており、証拠になるものは無いが調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の国民年金加入手続については、私自身は記憶が無いので義父が行ったと思うが、A町では20歳になると役場から地区の婦人会に国民年金の保険料納付について連絡があった。」と述べているところ、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年3月19日に払い出され、国民年金被保険者資格は46年\*月\*日に遡及して取得していることが確認できることから、当該払出時点では、申立期間のうち同年9月から同年12月までについては、時効により国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、前記の国民年金手帳記号番号の払出時点では、申立期間のうち、昭和47年1月から48年3月までの国民年金保険料を納付するには過年

度納付によることとなるが、一般的に過年度保険料の納付については、市町村役場では徴収できない上、地区の婦人会でも集金できないところ、A町役場の国民年金事務担当者は、「国民年金手帳記号番号が払い出されていない者について、国民年金保険料を徴収することは無い。また、国民年金の過年度保険料は役場で徴収できない上、婦人会に集金の連絡をすることは考えられない。」と供述している。

さらに、申立人は、「B婦人会では毎月集金をしており、義母が家族3人の国民年金保険料を納めていた。」と主張しているものの、A町の国民年金被保険者名簿により、申立人の申立期間直後の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料は、同年3月30日に一括して納付していることが確認でき、申立人の主張とは符合しない。

加えて、申立人の国民年金加入手続を行い、申立期間当時の申立人の国民年金保険料を納付したとする義父母は既に死亡している上、申立人が名前を挙げた当時のB婦人会の役員二人からの聴取については、申立人の強い要請により当時の状況を確認することはできないほか、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、具体的な加入状況及び納付状況が不明である。

このほか、申立人及び亡き義母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 青森国民年金 事案 622

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から41年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年4月から41年9月まで

申立期間について、年金事務所から国民年金保険料が未納との回答をもらった。しかし、私は昭和41年10月に結婚した際、私の父からそれまで納めた国民年金の手帳だと言われ渡された。結婚後、それを紛失してしまったが、当時、父は私と姉の分の国民年金保険料を納付してくれており、その姉は昭和39年10月に結婚するまで保険料が納付済みとなっていることから、私の申立期間についても納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、「私の父が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したはずである。」と主張しているものの、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により昭和42年6月12日に払い出され、同年6月2日に国民年金の任意加入被保険者として初めて資格取得していることがオンライン記録により確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付したとする申立人の父は既に他界しており、証言を得ることはできない上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、具体的な加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人は昭和39年9月16日から同年10月16日まで厚生年

金保険の加入記録が確認できるところ、申立人は、この間の国民年金から厚生年金保険への切替を行った記憶は無いとしているほか、オンライン記録及び市町村の国民年金被保険者名簿において、当該期間に係る国民年金保険料の還付記録は確認できない。

加えて、申立人及び申立人の亡き父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年11月1日から27年6月1日まで  
私は昭和22年からA社に勤務し、25年に会社から厚生年金保険加入に関する説明があり、加入したいと言う職員の総意があったことから、同年から厚生年金保険に加入しているはずなので、確認してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、入社日の特定はできないものの、申立人が、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、現在の事業主は、「現在のA社は昭和61年に設立されたものであり、申立期間当時とは経営者も別人であるため、当時の資料は無く不明である。」と回答している。

また、申立人は、「昭和25年に会社から厚生年金保険加入に関する説明があり、加入したいと言う職員の総意があったことから、同年から厚生年金保険に加入しているはずである。」と主張しているものの、厚生年金保険の取扱いについて供述の得られた4人の元同僚のうち、25年頃に勤務をしたとしている一人は、38年8月1日に被保険者資格を取得しているが「取扱いについては分からない。」とし、他の3人（30年頃勤務をしたとしている者は38年8月1日取得、33年頃及び35年頃に勤務をしたとしている者は40年1月15日取得）は「入社後しばらくは厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」と供述していることから、当該事業所では、厚生年金保険の新規適用時又は採用時に全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

さらに、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立人の被保険者資格取得

日は昭和 27 年 6 月 1 日であることが確認できる上、当該記録は厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録とも一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 青森厚生年金 事案 695 (事案 252 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月から 48 年 1 月まで

A 社の下請の仕事に従事していた昭和 46 年 5 月から 48 年 1 月までの申立期間における厚生年金保険の加入記録について、年金記録確認地方第三者委員会に申立てを行ったが、厚生年金保険被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認めることはできないため、年金記録の訂正は認められないとの通知をもらった。

しかし、下請事業所には、元同僚が私と同条件で勤務したにもかかわらず、その元同僚には厚生年金保険の加入記録があることから、再申立てする。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の当時の同僚は、「申立人とは、A 社の同族下請事業所であった B 社で一緒に働いていた。自分は A 社の社員だったことも二度あるが、申立人が A 社に採用されたという話は知らない。」「A 社を辞めて移った先の B 社では、厚生年金保険は加入していなかった。」と証言している上、当該同僚は、昭和 46 年 5 月 1 日から B 社に勤務していたとしていることから、申立人は申立期間当時、B 社で働いていたものと推認されること、ii) また、当時の給与事務の担当者は、「B 社にいたとすれば、厚生年金保険には加入していないと思う。」と証言していること、iii) さらに、当時、申立人と面接をしたとする元 A 社 C 出張所長は、「何分にも昔の話であり、今となっては申立人をどちらに採用したかは分からない。」としていること、iv) 加えて、B 社は、厚生年金保険の適用事業所にはなっていないことが確認できる上、申立期間における申立人の雇用保険の加入記録も確認できないことなどとして、既に当委員会

の決定に基づく平成 21 年 8 月 13 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「私は、A 社において厚生年金保険被保険者資格を取得していた元同僚と共に同一条件で同じ事業場で就業していたことから、自分も同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していたはずである。」として再申立てを行っている。

しかしながら、A 社の代表取締役は、「申立人のことは採用時から知っているが、申立人を B 社の採用とし、A 社の採用にしなかったのは、同社の代表であり、A 社グループ全体を率いる自分の判断に基づいている。申立人が同僚として名前を挙げた者と、申立人が同じ事業場で働いていたからといって同人と申立人を同様に扱う理由にはならない。」と供述している。

また、今回、申立人が新たに名前を挙げた元同僚は、「いつも A 社の同じ現場の事務所で同社の事務社員から給料を渡されていたので、申立人も私と同じ待遇と思っていたが、社会保険料の控除については分からない。」と供述しているところ、当該元同僚は、同社において申立期間を含む前後の期間の雇用保険の加入記録が確認できるものの、申立人の同社における雇用保険の加入記録は確認できない。

以上のことから、申立人からの新たな情報については、当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 5 月 1 日から 14 年 2 月 1 日まで  
私が所持している給与の支払明細書では、平成 13 年 5 月分から 14 年 1 月分までの基本給と通勤費の合計額が 15 万 9,000 円であるのに、標準報酬月額が 9 万 8,000 円となっており、実際の給与額より標準報酬月額が低くなっていることに納得できないので、給与額どおりの標準報酬月額にしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人の所持する給与明細書によると、報酬月額に見合う標準報酬月額は、申立人の主張どおり 16 万円であることが確認できるものの、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（9 万 8,000 円）と一致している。

また、A社の現在の事業主は、「当時の関係資料が無く、標準報酬月額に関する届出及び保険料の控除額、納付額について不明である。」と回答している。

さらに、申立期間の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡もない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間において申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月から 45 年 8 月まで

申立期間について、年金事務所に厚生年金保険の記録照会をしたところ、未加入との回答だった。しかし、申立期間はA社B支店で勤務し、一緒にC業務係として勤務していた元同僚は申立期間について厚生年金保険を受給していることから、私も厚生年金保険に加入していたはずなので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の業務に関する記憶及び申立人が名前を挙げた元同僚の証言により、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA社B支店においてC業務係として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社B支店に照会したところ、「当時の資料が無く不明である。」と回答している上、同支店の元総務担当者によると、「C業務はA社の下請でD社に任せていたと思う。D社では全員が厚生年金保険に加入していたわけではないと思う。」と供述している。

また、申立人は、「申立期間と一緒に勤務していた元同僚は厚生年金保険を受給していることから、自分もA社B支店に勤務し、厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張しているものの、申立期間当時における当該元同僚の厚生年金保険の加入記録は、D社で確認できるところ、当該元同僚は、「私はD社に勤務していた。申立人のことは知っている。同じC業務係であったが、厚生年金保険の加入や勤務期間までは覚えていない。」と供述している。

さらに、D社に照会したところ、現在の総務担当者は、「申立人の人事

記録は確認できなかった。通常、正社員であれば人事記録は残っているはずだが、日雇などの臨時の従業員の人事記録は残っていないと思う。申立人が名前を挙げた元同僚の人事記録は残っていた。」と供述しているほか、同社の元従業員は、「申立期間当時、正社員にならないと厚生年金保険には加入させてもらえなかったと思う。正社員にはなかなか入れなかったと思う。」と供述している。

加えて、A社B支店及びD社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間において申立人の氏名は無い上、申立期間における申立人の雇用保険の加入記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。